

# 障害者サービス用資料

2011.11.29 あずま図書館 山内薰

## 1. 今後の障害者サービス用資料を考えるために

### －著作権法と障害者の権利に関する条約－

#### (1)著作権法改正(平成22年1月1日)

文化庁著作権課のホームページより

##### (3)障害者の情報利用の機会の確保のための措置

###### 障害者のための著作物利用に係る権利制限の範囲の拡大

障害者のための著作物利用について、権利制限の範囲が、次のとおり拡大されました。

(第37条第3項、第37条の2関係)

- ① 障害の種類を限定せず、視覚や聴覚による表現の認識に障害のある者を対象とすること
- ② デジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕の付与、手話翻訳など、障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とすること
- ③ 障害者福祉に関する事業を行う者(政令で規定する予定)であれば、それらの作成を可能とすることただし、著作権者又はその許諾を受けた者が、その障害者が必要とする方式の著作物を広く提供している場合には、権利制限の対象外となります。

##### I <法律>(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信(放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。)を行うことができる。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一緒にして公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することができ困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

##### (聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者(以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式(聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一緒にして公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。)について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た

者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

- 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するためには必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うこと。
- 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること(当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するためには必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)。

#### (翻訳、翻案等による利用)

第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従つて利用することができる。

- 一 第三十条第一項、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案
- 二 第三十一条第一項第一号、第三十二条、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条又は第四十二条 翻訳
- 三 第三十三条の二第一項 変形又は翻案
- 四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案
- 五 第三十七条の二 翻訳又は翻案

## II <政令>(視覚障害者等のための複製等が認められる者)

第2条 法第37条第3項(法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)
  - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設
  - ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設
  - ハ 国立国会図書館
- 二 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設
- ホ 図書館法第二条第1項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)
- ヘ 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第2条の学校図書館
- ト 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- チ 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設
- 二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人(法第2条第6項に規定する法人をいう。以下同じ。)のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第2号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(注)法第2条第6項に規定する法人:この法律にいう「法人」には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含むものとする。(注終わり)

## (聴覚障害者等のための複製等が認められる者)

第2条の2 法第37条の2(法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

- 一 法第37条の2第1号(法第86条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる利用 次に掲げる者
  - イ 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。)
  - ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの
- 二 法第37条の2第2号(法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。)に掲げる利用次に掲げる者(同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従つて行う者に限る。)
  - イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者((2)に掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、(3)に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)

(1)大学等の図書館及びこれに類する施設

(2)身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設

(3)図書館法第2条第1項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)

(4)学校図書館法第2条の学校図書館

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第1号ロ又は第2号ロの指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

○文化庁告示第十五号

著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第二条第一項第二号に基づき、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げるものを平成二十二年四月一日付で指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年四月九日 文化庁長官玉井日出夫

特例民法法人日本障害者リハビリテーション協会

特定非営利活動法人ロバの会

特定非営利活動法人奈良DAISYの会

特定非営利活動法人点訳・音声訳集団一歩の会

特例民法法人伊藤忠記念財団

## 2)障害のある人の権利に関する条約(川島聰=長瀬修仮訳 2008年5月30日付)

(2006年12月13日に国連総会で採択された“Convention on the Rights of Persons with Disabilities”的仮訳である。)<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/doc>

### 第2条 定義

この条約の適用上、「コミュニケーション[意思伝達・通信]」とは、筆記[文字言語]、音声装置、平易な言葉、口頭朗読その他の拡大代替[補助代替]コミュニケーションの形態、手段及び様式(アクセシブルな情報通信技術[情報通信機器]を含む。)とともに、言語、文字表示[文字表記]、点字、触覚による意思伝達、拡大文字及びアクセシブルなマルチメディア等をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む。

「合理的配慮」とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣合いな又は過重な負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなしに、可能な最大限の範囲内で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。「ユニバーサルデザイン」は、特定の範囲の障害のある人向けの機能を備えた補装具〔補助器具〕が必要とされる場合には、これを排除するものではない。

## 第21条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス

締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、第2条に定めるあらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

- (a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、様々な種類の障害に適応したアクセシブルな様式及び技術〔機器〕により、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること。
- (c) 一般公衆にサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間主体が、情報及びサービスを障害のある人にとってアクセシブルかつ使用可能な様式で提供するよう勧奨すること。
- (d) 大衆媒体〔マス・メディア〕（インターネットで情報を提供する主体を含む。）が、そのサービスを障害のある人にとってアクセシブルなものとするよう奨励すること。
- (e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

## 第30条 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加

1 締約国は、障害のある人が他の者との平等を基礎として文化的な生活に参加する権利を認めるものとし、次のことを確保するためのすべての適切な措置をとる。

- (a) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、文化的作品へのアクセスを享受すること。
- (b) 障害のある人が、アクセシブルな様式を通じて、テレビ番組、映画、演劇その他の文化的な活動へのアクセスを享受すること。
- (c) 障害のある人が、劇場、博物館、映画館、図書館、観光サービス等の文化的な公演又はサービスが行われる場所へのアクセスを享受し、また、可能な限度において国の文化的に重要な記念物及び遺跡へのアクセスを享受すること。

## ＜参考（外務省仮訳）＞

### 第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

## 2. 障害者サービス用資料に関する基本的な考え方

### 1) 情報収集あるいは資料をそのままでは利用できないという障害と図書館に寄せられる要望

宮部みゆき『模倣犯』の中で、犯人に仕立て上げられてしまう登場人物、高井和明について次のように記述されている。「少年時代の高井和明が視覚障害に悩まされていたという事実がある。機能的には全く正常であるのに、左目が事実上まったく働いておらず、右目ばかりで外界を認識しているので知覚に歪みが生じ、その結果、正しく文字を読んだり書いたりすることができず、他の子供たちと比べると著しく学習能力が低いように見えてしまったというのである。ちょっと聞いただけでは信じられないような話だが、実はこの機能障害については日本ではまだ認められていないだけで、アメリカでは研究も進み、機能回復のための専門的訓練機関も設置されているという。(中略)高井和明と同じ視覚障害を持つ人々は、びっくりするような複雑な鏡文字を、いとも簡単に書いてしまうという。…」(下巻215p~218p参照)

著者は一貫して視覚障害または機能障害と記しているが、これは典型的なディスレクシア(読み書き障害ともいわれる学習障害の一種)の症状であり、下記の報告のようにアメリカなどではこうした障害のある人にとって録音図書が不可欠の資料になっている。

「学生に教科書等を提供する非営利団体のアールエフビー・アンド・ディー(RFB&D—Recording for the blind and dyslexic)は、1950年に設立された当初は、視覚障害の学生を対象としていたので、最初の名前は、RFBだったが、学習障害者の利用が増えたので、1995年には、普通の印刷文字を読めない障害(print disability)のすべての人に貢献するべく名称にもディスレクシアを加えて、RFB&Dになった。現在、9万1000人のユーザーがあり、2000年には23万8543タイトルを配布したが、ユーザーの70%以上がディスレクシアだそうだ。」(野村美佐子「DAYSYのこれから」 図書館雑誌 Vol. 95 No8 2001年8月号)

その後「RFB & D」は、2011年4月11日に、その名称を「Learning Ally」と変更した。「Learning Ally」には「読むことをすべての人にとってアクセシブルにする。(Making Reading accessible for all)」というキャッチフレーズが付けられている。63年間の実績があるこの非営利団体は、学び方が違う(learning differences)また読みに困難がある30万人の人たちにサービスを提供していたが、この組織の会長であり、CEOであるAndrew Friedmanは次のように述べている。「現在の利用者は、従来の名称の範囲を超えた、さまざまな学び方の違いがある人たちを含んでおり、利用者は特別な障害としてのレッテルを張られることを望んでない。この新しい名称は学んで成果を出したいという願いを支援するという核心をついている。」と語っている。

「Learning Ally」のホームページでは「Ally」についてSupporter またはFriendと紹介している。「A friend to all who learn differently.」ともなっているので「学び方が違うすべての人の友人」とでも言えようか。今後マルチメディアDAISYも製作するという。

「最近、井澤さんは家庭での学習用に視覚障害者用ソフト『DAISY』を使って歴史の教科書をCD-ROM化した。『DAISY』はパソコンの画面上に、教科書が1ページずつ現れ、内蔵マイクからは教科書を朗読する声が聞こえ、読んでいるところの文章が学習者にとってわかりやすいように、段落ごとに黄色く反転する画期的なソフトだ。このソフトを井澤さんは、息子が使いやすいように微調整して作ってもらった。反転の色を変える、段落ごとではなくて1文ごとに反転させる、反転した場所が画面の中央部に現れるようにしてもらう……。このソフトのおかげで、拓也君の読解力と理解は大幅に進み、本人が自分でも驚くくらい勉強が分かるようになったそうだ。」(『急けてなんかない！ディスレクシアー読む・書く・記憶するのが困難なLDの子どもたち』品川裕香岩崎書店2003)

点字で出版されている資料の中には点字資料そのものがオリジナル資料であるものもあり(例えは月刊の点字雑誌『あけのほし』 ロゴス点字図書館発行)、点字を読むことができない人は、その資料を利用するうえでの障害があるということになる。従って、様々な障害者や高齢者等だけが障害者サービスの対象というわけではなく、すべての人が資料利用の障害者になる可能性を持っている点を抑えておくことが非常に重要である。

20年ほど前ある点字図書館を見学に行った時、弱視の職員に対して全盲の職員が「点字毎日」を対面朗読している場面に遭遇したことがある。全盲の方が対面朗読の読み手になることもある。

聴覚障害の利用者からの対面音訳ならぬ対面手話によるサービスの要望も出ている。

「聴覚障害者（ろう者）は外見では聴者と変わりません。ですから聴覚障害は見えない障害といえます。（中略）教育環境が整っていないと十分に日本語を理解することができません。そのため、活字を読むことが歯がゆく、内容を理解することが困難なため図書館を利用しようとしません。（中略）図書館になじんでいただき本の楽しさを知っていただきたいと思い、ろう職員である私が本の内容を手話で紹介しています。（中略）図書館から借りた本や新聞などの活字資料を図書館に持参して、それを職員が日本手話に翻訳する『対面手話』を実施して欲しいなどの要望がありました。」（山元亮「聴覚障害者（ろう者）サービスの充実を目指して一枚方市立図書館からの取り組み』『図書館雑誌』101巻5号、2007年5月号）

「ろう者の図書館利用に関するご提案」 有限会社手話文化村 代表取締役 米内山明宏

日頃からの図書館運営まことに有難うございます。

「ろう」という立場より以下のご提案を致したく思いますのでご検討頂ければ幸いです。

現状： 日本国書館協会では1979年5月の総会において「図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。」と宣言しています。

この提供とは必要があるから提供するだけなのでしょうか？それだけではなく「知る自由」を喚起しそのための資料を積極的に準備することもこの任務の中に含まれているように感じられます。

「聴覚障害」は「情報障害」とも言われております。聞こえる人たちのように自然と耳から情報が入ってくることはありません。聞こえる人たちと同等の情報を得ようと欲すれば自らの努力も要求されます。

また、聞こえる人は「聞こえない」ということに対して重大な誤解も持っております。

その最大のものは「きこえないのだから文字で伝えればよい」というものです。

聴覚障害者と呼ばれる人は大きく分けると就学以前から聞こえない人と就学後に障害をもった人です。この両者には日本語の受容度について大きな隔たりがあります。

日本語文章の理解に不自由さを持つか持たないかともいえます。後者に対しては聞こえる人たちに対する同様な環境を提供すればよいでしょう。では前者（以降「ろう者」という）にはどのように対応するのでしょうか？前者の多くはその第一言語は手話であります。この手話に対しても大きな誤解が存在しています。「手話は日本語を手で表している」というものです。実際は手話は日本語とは異なる言語体系を持つものであり、そのことが認められつつあります。最近では世界の各地でその国の言語の1つとして認識されつつありますが、残念ながら日本ではそこまでの理解は得られておりません。

ここに大きな問題が隠されています。つまり、ろう者に対しても聞こえる人と同じ体制で臨んでいてよいのでしょうか？ということです。小説やガイドブックなど自分の言葉で読まなければ面白くありませんし、ストレスにもなります。ろう者にとっての言葉とは手話にほかなりません。

しかし残念ながら手話による図書は皆無といってよい状況です。

比較： 一方、目の不自由な人に関してはどうでしょうか？

活字で提供されている一般的な図書では用を成しません。しかしこう者と異なることはコミュニケーションが音声日本語であるために聞こえる人と同等な図書への要求があることです。その要望に応える形で点字図書や音声テープによるサービスも充実しつつあります。日本語の理解に問題がないために図書への要望も多くある訳なのです。ではろう者はどうでしょうか？ろう者から要望がないのは必要がないからなのでしょうか？けっしてそうではありません。手話で楽しめる図書がない（存在を聞いたことも見たこともない）が故に要望となって現れてこないだけなのです。

ご提案： 私たちの願いはろう者の仲間にも小説のすばらしさを味わってもらいたい、ろう者の仲間にも家庭の医学や冠婚葬祭の手引き本などの知識情報を共有してもらいたい、という単純なことなのです。そのためには手話という言語で提供しなければなりません。当然動画での提供となります。近年では動画提供の技術はめざましい進歩があり、技術的な困難は存在しておりません。著作権の問題もあるのでしょうかが、新旧図書を必要に応じて

手話に翻訳し提供して頂ける環境を作つて頂きたくここにご提案させて頂きお願いといたします。なお、私どもでも協力を惜しませんのでぜひご検討頂ければ幸いです。

(「第94回全国図書館大会」分科会で配付された資料)

さらに対面朗読に対する以下のような要望も提起されている。

「対面朗読サービスの変形というところですが、画面朗読サービスというべきでしょうか？各種のデータベースの中には、画像として処理されているものがあり、音声化できないもの（古文書類が多いですが、新聞縮刷版や特殊地図などです。）があります。それらを音声訳していただきたいのです。一旦、コピーして活字音声化ソフトで読むことも可能ですが、活字でないものも多く、長文となると、弱視者の視力では、難しいものがあります。」

（「弱視利用者として、図書館に望む設備およびサービス」大阪市立大学学術情報総合センター 下村秀生  
公共図書館で働く視覚障害職員の会「なごや会」『会報 第32号』2010年8月）

近畿視覚障害者情報サービス研究協議会のLLブック特別研究グループは「公共図書館を知的障害の人が利用するための案内文のなかで、知的障害の方が図書館を訪れた際にその場で本を読んでくれる「朗読代理人」の必要を提起している。（「朗読代理人」は、既にスウェーデンでは制度化されており、3500人が活動しているという。講演「読みやすさ、わかりやすさに向けたスウェーデンの取り組み」プロール・トロンバッケ [http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/guideline/080529\\_seminar\\_bror/bror.html#marketing](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/guideline/080529_seminar_bror/bror.html#marketing)）

また、図書館に期待する役割の一つとして対面朗読について次のように述べている。「彼らへのサービスは、単に読んで聞いてもらうだけでは理解が難しいケースがある。読まれた内容が分からぬ人も多いので、彼らへの対面朗読は、理解できているかどうかをやりとりしながら確かめて、適宜わかりやすいことばに言いかえて伝える等の工夫が要るだろう。」（『図書館界』Vol.62 No.1 2010年 「読むこと」に困難がある人へのサービスを考える

発表1「LLブック（やさしく読める本）」藤澤和子）

### リライトの可能性と取り組み

今回の著作権法改正では、資料の「変形又は翻案」（著作権法第43条）が可能になった。先の『走れメロス』のように原文のままで理解が困難なものをやさしく書き直すリライトについてはまだほとんど手が付けられていない状況だが、その貴重な試みとして、Y市立盲特別支援学校での実践がある。同校では読書感想文コンクールの課題図書を全ての生徒が読んで参加できるように、一人一人の生徒に合わせて大幅に縮訳し、学校図書館の司書と生徒が一緒になってその作品を読んでいくという試みを行っている。

小学校低学年向きの2009年の課題図書『おこだでませんように』（くすのき しげのり・作、石井聖岳・絵 小学館）は21場面で構成される絵本で、家でも学校でも怒られてばかりいる子どもが、七夕の短冊に「おこだで（怒られ）ませんように」という願い事を書くというストーリーである。Y市立盲特別支援学校では、この本のエッセンスを5場面にし、しかも文字も大幅に減らして72ポイント、ゴシック体の大きく太い活字を使ってリライト版拡大写本を作成している。本文は「7がつ なのか ぼくらは たなばたさまの おねがいを たんざくに かいた。／ マーくんと ターくんは、「サッカー せんしゅに なれますように」 ともちゃんは、「ピアノが じょうずに なれますように」と かいていた。／ ぼくは かんがえた。 いちばんの おねがいを かんがえた。 いつしょうけんめい かんがえていると、「はよう かきなさい」と また おこられた。／ せんせいが ほめてくれた！！」（最後の場面には「おこだでませんように」と書かれた短冊の絵がある）と、わずかこれだけに縮約している。この拡大写本の具体的な対象は、知的障害があり、視力は片方が光覚、もう片方が0.15で、読書には関係ないが内科疾患のある中学1年生である。この縮約版拡大写本の表紙は絵本の表紙をそのまま使っているが、扉のタイトルは原本通りではなく「おこられませんように」に変更してある。最終場面の七夕の短冊は「おこだでませんように」とそのままだが、「おこだでませんように」という表現だけではその読者にとって理解が難しいのだろう。

この縮約版の拡大写本を使って、まず学校司書が絵を見せながら、そして大きな文字を指で辿りながら文章を

声にして読む。次に個々の単語を一緒に声にして言ってみる。そして生徒と一緒に七夕の短冊を作成し2拍手1礼して、一緒にお願い事を唱える。という方法で本を読んだという。

このようなリライトの試みは一人一人の読み手のことを十分に理解し、どうしたらその子どもに理解できるのか、どうしたらその子どもがその本を楽しむことができるのかを念頭に置いて考えられなければならないだろう。従って物語をやさしく読めるようにするという一般的なリライトとこの事例のような個別にプライベートに試みるリライトの双方を今後研究していく必要があるだろう。

## 2)障害者サービス用資料を考えるための前提

利用者に提供する障害者サービス用資料で、購入できるものはごく僅かしかなく、自館で製作するには多くの手間と時間がかかるため、まず、既にどこかの図書館で製作されているか、製作中であるかを調べる。(国立国会図書館「点字図書録音図書全国総合目録」、サピエ図書館)しかし、どこの図書館でも製作されていなければ自館で製作せざるをえない。(対面朗読や対面手話による提供も当然考慮されなければならない)

障害者サービスでは相互貸借が不可欠だが、録音図書・点字図書以外は全国的な目録がないので、検索には困難を伴う。また、他館が作成した資料では音訳や点訳・拡大などの方法・処理が利用者の要望に添わない場合もあるということを念頭に置く必要がある。

A、図書館や資料利用に障害のある人のための資料は、大きく次の4つに分けられる。

(1)一般の資料をそのままでは利用できない人のために利用可能な形態に変換した資料

(録音図書、録音雑誌、DAISY図書、マルチメディアDAISY図書、字幕付き・手話付きビデオ・DVD、点字図書、拡大写本、さわる絵本、テキストデータなど)

(2)一般の資料に手を加えることによって読めるようにした資料

(字幕や手話を付けたビデオ・DVD、点訳絵本、原本の漢字にフリガナを付けたり、拡大コピーによる拡大資料)

(3)資料利用に障害のある人を主な対象とした資料。

(大活字本、布の絵本・さわる絵本、点字雑誌の『点字毎日』『テルミ』など、知的障害の人のための読みやすい図書など)

(4)一般の資料の中で資料利用に障害のある人にも利用できるもの

(漫画、CD等の音声資料、児童図書や紙芝居など様々)

B、このうち(1)のように元の資料を様々な形に変換して提供するものについては、以下のようないくつかの考え方方が必要である。

(1)著作物の同一性保持権の尊重

音訳、点訳、拡大、字幕・手話等々、限りなく原本に近い変換が求められる。

(2)しかし同時に資料利用に障害のある利用者が理解できるかどうかを検証する必要がある。

同音異義語の点検、リライトの必要性、触図は理解可能か?等々

(3)当然ではあるが、正しい情報を提供する

誤った情報によって命に関わることもあり得る。変換して提供することに責任を持つ。

校正の重要性。

C、その上で、資料変換に関する基本はプライベートなものであるというのが原点である。例えば同じ資料を音声化した2種類の録音図書は決して同一・等価のものにはならない。そこで次の二つのことが重要になる。

(1)利用者の要望に沿った変換ができるように、多様な処理方法を確立する必要がある。

(2)変換資料は二次的な資料であって、原本とは決して等価にはならない。従って原本に立ち返ってアプローチできる手がかりをできるだけ変換資料に盛りこむ必要がある。

また、そのためには変換資料と現資料をセットで一緒に保存する必要がある。

### 3. 様々な障害者用資料

#### A、布の絵本

「絵本+遊具・教具」「聴覚・視覚・手足の運動・情緒など様々な障害をもつ子どものため」「手指の機能訓練による知能の発達を促す。」「集中力を刺激し、観察力を養い」「手や指の作動感覚や応用力を発達させ、道具の使用を身につけさせる。」「スポーツによる怪我や交通事故、病気(脳出血)などで、身体の機能を麻痺したり、言語を失った人たちの機能の回復にも幅広く役立つようになってきた。」という。また女刑囚や少年院の子どもたちが涙をこぼし穏やかな表情になったという報告もある。(『布の絵本からのメッセージ』東京布の絵本連絡会 1996年)

#### B、さわる資料(触読資料)

##### ( i )点字資料

一般的の点字はカナ文字(表音文字)であるが、この他に漢字を表す点字として6点漢字と漢点字がある。6点漢字は漢字の音と訓の組み合わせを利用した点字の漢字で、漢点字は1マス8点の組み合わせによって構成され、漢字の偏や旁を利用して漢字を表している。しかし点字の漢字は盲学校などでも正式に教えられることがなく、ほとんど普及していない。またその他に楽譜を表す点字楽譜や点字数学・理科記号、英語点字等も普及しており、それらで表現されたものを総称して点字資料という。

###### ①点字図書

###### ②点字雑誌(2007年版「点字雑誌一覧」で153種)

(全国視覚障害者情報提供施設協会調査<http://www.naiiv.net/about/>)

週刊『点字毎日』、月刊『あけのほし』、隔月刊『テルミ』等々

###### ③点訳絵本

##### ( ii )さわる絵本

###### ①さわる絵本(手製)

「視覚障害児のための触る絵本の作製と活用および普及についての研究」(国立特殊教育総合研究所視覚障害教育研究部 金子健)では、さわる絵本が「絵本として楽しめること以外にも、触察の仕方の向上や点字学習の促進、触覚的なイメージの豊富化および想像力の伸長などにも役立つことが分かった。」としている。

###### ②さわる絵本・さわる図鑑(市販)

市販のさわる絵本・さわる図鑑は、樹脂による隆起印刷によるものが大半

1979年偕成社から刊行された翻訳絵本『これ、なあに?』(バージニア・A・エンセン、ドーカス・W・ハラー作、くまがいいぐえ訳、新装版ではきくしまいくえ訳)、1981年『ちびまるのぼうけん』(フィリップ・ヌート作・絵、山内清子訳、偕成社、1981)は、本文の点字が同じ隆起印刷で印刷されている。

日本では日本野鳥の会製作『さわる図鑑・鳥 ①庭や公園の野鳥』(谷口高司絵 1991)と『さわる図鑑・鳥

②森や林の野鳥』( 谷口高司絵 1992)の2冊が早い時期のもの、大きな太い文字の文章とその点字が印刷され、鳥の絵にも輪郭を表す透明な樹脂が印刷され鳥のおおよその形が触って分かるようになっている。この本にはさらに鳥の鳴き声の入ったカセットテープが付いている。

その後『さわってごらんだれのかお』(なかつかゆみこ著 岩崎書店 1999)などのバリアフリー絵本3冊や『チヨキチヨキチヨッキン』(ひぐちみちこ・いわたみつこ作、てんやく絵本ふれあい文庫発行、こぐま社発売 1996)、『赤塚不二夫のさわる絵本』(赤塚不二夫著、小学館 2000)等のさわる絵本が出版されている。ユニバーサルデザイン絵本センターでは『てんてん』(中塚裕美子作 ユニバーサルデザイン絵本センター 2002)をはじめとして、現在までに14冊のUD絵本を出版している。

###### ③サーモフォーム図書

『指で読む世界地図』全3巻 日本点字図書館

###### ④発砲インクによる資料

『調布市ハザードマップ』、『東京ディズニー・シーの地図』

映像：スウェーデンのさわる絵本『Miffiy』の工夫

## C、拡大資料

### ( i ) 大活字本

どらねこ工房の弱視者用大活字本『星の王子さま』(サン=テグジュペリ作 内藤灌訳、原本岩波書店1978年)24級(16ポイント)太明朝体の横書きで字と字の間隔をたっぷり取って印刷

1979年『大きな字の本 てぶくろをかいに』(新美南吉著 紙魚書房 発売論創社)弱視の子どもの母親によって作られた本、太明朝体30ポイント

京都点友会「弱視児用日本地図」

### ( ii ) 拡大写本

拡大写本とは、当初は、一般の図書資料などを手書きで大きく書き直したものをしていましたが、最近ではパソコンやワープロを使って作成したものが増え、手作りの拡大資料を総称して拡大写本と呼んでいます。

墨田区で作成した拡大教科書

2008年に教科書バリアフリー法(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律)が成立し、それに伴い著作権法も第33条の2が次のように一部改正された。

「教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科書に用いられている文字、図形等の拡大その他当該児童又は生徒が当該著作物を利用するため必要な方式により複製することができる。」(ただし出版社等への通知が必要。さらに営利目的の場合には補償金を支払うことになる)

このことによって、拡大教科書だけではなく、教科書のDAISY化やマルチメディアDAISY化も可能になりました。

## D、音声資料

録音図書、DAISY録音図書

### ( i ) 録音図書

### ( ii ) DAISY録音図書

DAISYは1枚のCDに53時間(音質を少し上げると26時間)録音出来るので多くの図書資料はその音源を1枚に納めることができる。章や節の頭出し、指定したページへの移動が即座にでき、指定した箇所にしおりを8箇所まで付けることができる。また読むスピードも30%ずつ遅くても早くもでき最高300%までの早聴きが同じ音程ができる。DAISY録音図書は世界標準となったために欧米で作成されたDAISY録音図書をそのまま聞くことができる。

### ( iii ) マルチメディアDAISY図書

マルチメディアDAISY図書は、音声にテキストおよび画像をシンクロ(同期)させ、ユーザーは音声を聞きながらハイライトされたテキストを読み、同じ画面で絵を見る能够である。マルチメディア・DAISYの利用対象者は視覚障害者に限らず、普通の印刷文字を読めない障害(print disability)のすべての人に貢献することができる。学習障害者(LD)やその中のディスレクシア(読み書き障害)などの読むことに障害のある人が既に利用をはじめている。

### ( iv ) 国語のデジタル教科書

平成17年度から使用される光村図書発行「国語」新版教科書には、マルチメディアディジタルと非常に共通性のあるデジタル版が作成された。これは教授用ソフトということなので、スクリーンなどにプロジェクターで映して授業するためのものだが、学習障害などの子どもには福音となるだろう。今年度から算数や社会など他の科目的デジタル教科書も作成されるという。

講演会「読みの困難な児童・生徒に向けたDAISYによる支援」(2010年1月9日)での  
　　中山香奈『兵庫県LD親の会「たつの子」での事例』より

・学習障害 小1男児(使用歴10ヶ月)

お勉強重視の幼稚園に通っていたことから就学前から読めないかけないことを体験し、字を見ることもいやがっていた。幼稚園での学年が進たびどんどん自信を喪失していく姿が感じられた。小学校入学時よりデイジーを使用し始め、音読の宿題のみに使用している。デイジーの声の後からついて読むが、耳から聞こえる声のまねをしているように見受けられる。デイジーでの学習いた箇所は文章のあらすじなどが理解でき、授業でも自分から進んで発表もしているようだ。最近は字を見るのを嫌がらなくなってきた。遅いながらも板書ができたり、明日の連絡ノートが書けたりしている。(2009.12)

・自閉症小1女児

母が本読みに付き合えない時などに利用している。(自営なのでよく仕事場で利用している)娘は、単語発音が多いためか、ハイライトが長い時があるようだ。区切りを単語に近い感じにしたり、小節にしたり娘の状況に応じて変化させることができれば嬉しく思う。2009.01

標準語を使う先生の指示に従えなかつたがデイジーをよく聞くようになってから出来るようになった。テレビを見なかつたのだが見る事が出来るようになった。今まで母親の強い方言の言葉だけを理解していたようだ。デイジーで娘の成長が大きく変わったことを実感している。2009.10

・広汎性発達障害ADHD傾向の小1男児

元々本は好きであったが、何よりもDAISYをとおして声を出して読む楽しさを知ったようで、音読が大好きになった。宿題の中でも一番に音読に取り組むようになった。ハイライトが入ることで、集中力が増し、読み飛ばしが少なくなった。視覚と音声で入つてくるので、集中して聞くようになり、内容の把握もすすみ、内容の質問に対する回答もスムーズになった。読みがスムーズになり、抑揚をつけてはっきりとした声で読めるようになった。読むことに自信を感じているようだ。読み間違えた箇所を再度音声で確認することで、次からの読み間違いが少なくなった。文章をあつという間に覚えてしまうようになった。(2009.01)

・アスペルガー障害・LD小5男児

本読みの宿題が出た日だけの使用で週3日程度。今まででは、テストで文章を読まずに頓珍漢な答えを書いたり、設問に手を付けず空白のままだった。少しずつ変化が現れたのが2,3ヶ月前。殆んど空白のないテストを持って帰ることが多くなり、文章を読んで答えてるのがよく分かるようになった。ここ1ヶ月は(算数、国語、社会)のテストで80点以上取つてくる回数がふえた。デイジーを使用することが、文章の内容理解をする手助けになったのは間違いないと感じてる。最近、自信が持てるようになったのか、宿題もあまり嫌がらずするようになり、学校の授業も以前より集中して聞けているようだ。本人談「段落の番号が出ると嬉しい」(2009.01)

・自閉症小4男児

デイジーに出会いまた教科書を暗唱することが増えた。授業中に劣等感を感じることがなくなったようだ。今まで間違つて覚えていた言葉がデイジーのルビと音声で自分で間違つて気が付くことができるようになった。初めて読む文もデイジーでしたら、なんとか読めているので効果はあると実感している。

・ディスレクシアLD小5男児

教科書をパソコンの前において画面と本を交互に見ている。最後まで集中してみているが読むスピードがもう少し遅いほうがいいといつて。フォントは大きい方が分かりやすかった。

・「LLブック・マルチメディアDAISY資料リスト」 <http://homepage2.nifty.com/at-htri/ll-book.htm>

(v)録音雑誌

2007年度「録音雑誌一覧」によると622種

(全国視覚障害者情報提供施設協会調査<http://www.naiiv.net/about/>)

## E、手話付きの絵本

1990年にオーストラリアで出版された『音のない川』(サラ・バーテルス作、キャサリン・ヒューイット絵、松井たかえ訳、全日本ろうあ連盟日本手話研究所手話構成、佐野芳朗手話イラスト、ブックローン出版 1994)

『みそ豆一林家とんでん平の点訳シート付き手話落語絵本』(林家とんでん平監修・著、宮川隆志絵、吉川紀子・青木こずえ点訳 お茶の水自分流文庫 1998年)、『初天神初天神一林家とんでん平の点訳シート付き手話落語絵本』(林家とんでん平監修・著、宍戸孝一絵、愛恵如イラスト協力、吉川紀子・青木こずえ点訳 お茶の水自分流文庫 1999年)など

## F、字幕付き手話付きビデオ・DVD

社会福祉法人聴覚障害者情報文化センターでは聴覚障害者向け映像ライブラリー事業を行っており2009年1月現在、ビデオ3201タイトル、DVD126タイトルの作品が貸出用として所蔵

これらのビデオやDVDには聴覚障害者向けの字幕や手話などが付いており、全国にある38の聴覚障害者情報提供施設や聴覚障害者団体、一部の公立図書館などでも借りることができる。作品の多くはNHKその他のテレビ局で放映されたテレビ番組、映画などに字幕を付けたもの

手話かみしばいといつて「国内外の有名な昔話・教訓のある昔話を題材に、ろうの親がろうの子供に話し聞かせるように、ろう者が語り手となることにより、ろう者の手話の奥深い表現力等伝えると共に、手話学習者の教材等に利用されることを目的としている」、字幕付き手話ビデオも制作されている。

またCD-ROM版の『手話ごんぎつね』(株エヌ・アイ・ケイ、熊本県聴覚障害者情報提供センター制作・販売 2007)手話と日本語の単語・文と音声をリンクさせたもの、音声による文章の読み上げと一緒に手話の動画を再生できる

## G、やさしく読める本(LL)

LL(やさしく読める図書)は、一般の書籍や新聞などを正確に読むことが困難な人を対象に、やさしく読めるテキストを提供するもの。主な対象は知的障害者や自閉症、学習障害、認知障害など読むことに障害のある人たち、そして移民して間もない人や教育を十分に受けられなかつたために書かれていることへの理解力や読解力が乏しい人。

スウェーデンでは1960年代からやさしく読める図書に関する機関ができ、研究が始まられ、1991年にはやさしく読める図書を専門に出版する出版社が発足。年間に30冊の「やさしく読める本」が国家の補助を得て出版されており、現在までに800タイトル以上の本が作られた。

LLという名称を冠して日本で出版された本は、スウェーデンで刊行されたLLの翻訳本『山頂にむかって』(ステイナ・アンデション文 エバ・ベーンリード写真 藤沢和子監修 寺尾三郎訳 愛育社 2002)と『リーサのたのしい一日ー乗りものサービスのバスがくる』(マーツ・フォーシュ文 エリア・レンピネン写真 藤沢和子監修 寺尾三郎訳 愛育社 2002)が初めてのもので、いずれの本も知的障害者を主人公としている。

その後、刊行されたヤングアダルト向きのラブストーリー『赤いハイヒールーある愛のものがたり』(ロッタ・ソールセン文 ピヨーン・アーベリング写真 中村冬美訳 日本障害者リハビリテーション協会 2005)は、テキストと映像と音声を同梱したマルチメディアディジー版が付く

2006年に『ひろみとまゆこの2人だけのがいしゅつーバスにのってまちまで』(内田由美おはなし 西矢育子絵 大阪府立金剛コロニー監修 清風堂書店)は、日本初のLLブック  
『LLブックを届けるーやさしく読める本を知的障害・自閉症のある読者へ』(藤澤和子、服部敦司編著 読書工房 2009)には巻末に「LLブック・マルチメディアDAISY図書リスト」が掲載されている。

## 3、墨田区における資料の利用

- (1)高齢者施設での拡大写本の利用
- (2)知的障害者とマルチメディアDAISY資料
- (3)知的障害授産施設における資料利用